

市第 184 号議案

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の  
実施に係る人員等の基準に関する条例等の一部改正

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係  
る人員等の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように  
定める。

平成27年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の  
実施に係る人員等の基準に関する条例等の一部を改正す  
る条例

（横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に  
係る人員等の基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実  
施に係る人員等の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第  
50号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 115 条の46第 4 項」を「第 115 条の46第 5 項」に  
改める。

（横浜市老人福祉施設条例の一部改正）

第 2 条 横浜市老人福祉施設条例（昭和38年12月横浜市条例第43号  
）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「同条第15項」を「同条第13項」に改め  
、同項第 2 号中「第 8 条の 2 第 9 項」を「第 8 条の 2 第 7 項」に  
改める。

(横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例  
(平成24年12月横浜市条例第73号) の一部を次のように改正する。  
。

第23条第 1 項第 1 号中「第 8 条の 2 第18項」を「第 8 条の 2 第 16項」に改める。

(横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例  
(平成24年12月横浜市条例第75号) の一部を次のように改正する。  
。

第24条第 1 項第 1 号中「第 8 条の 2 第18項」を「第 8 条の 2 第 16項」に改める。

(横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第 5 条 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例 (平成24年12月横浜市条例第76号) の一部を次のように改正する。

第 200 条第 7 項中「第 8 条の 2 第11項」を「第 8 条の 2 第 9 項」に改める。

(横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第 6 条 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営

、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第185条第1項中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改める。

第220条中「第8条の2第12項」を「第8条の2第10項」に改める。

（横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正）

第7条 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第72条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

（横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正）

第8条 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び第 7 条第 2 項中「第 8 条の 2 第 18 項」を「第 8 条の 2 第 16 項」に改める。

(横浜市総合保健医療センター条例の一部改正)

第 9 条 横浜市総合保健医療センター条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 号中「第 8 条の 2 第 8 項」を「第 8 条の 2 第 6 項」に、「第 8 条の 2 第 10 項」を「第 8 条の 2 第 8 項」に改める。

(横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 10 条 横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年 12 月横浜市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 項第 1 号中「第 8 条の 2 第 10 項」を「第 8 条の 2 第 8 項」に改め、同項第 2 号中「第 8 条の 2 第 8 項」を「第 8 条の 2 第 6 項」に改める。

(横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正)

第 11 条 横浜市病院事業の経営する病院条例（平成 12 年 3 月横浜市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 1 号中「第 8 条の 2 第 8 項」を「第 8 条の 2 第 6 項」に改め、同項第 2 号中「第 8 条の 2 第 10 項」を「第 8 条の 2 第 8 項」に改める。

## 附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 提 案 理 由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、関係規定の整備を図るた

め、横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の  
実施に係る人員等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 5 項  
第 115 条の 46 第 4 項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）における包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定めるものとする。

横浜市老人福祉施設条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（事業）

第 3 条 （第 1 項省略）

2 特別養護老人ホームは、次の事業を行う。ただし、第 1 号及び第 4 号の事業は、横浜市新橋ホームにおいてのみ行う。

(1) 法第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 7 項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）、同条第 17 項に規定する認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）、同法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）又は同条第 13 項  
同条第 15 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。）を受ける者その他市長が必要と認める者（その者を現

に養護する者を含む。)への通所による便宜の供与

- (2) 法第10条の4第1項第3号の措置に係る者、介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護(以下「短期入所生活介護」という。)又は同法~~第8条の2第7項~~第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護(以下「介護予防短期入所生活介護」という。))を受ける者その他市長が必要と認める者への短期間の入所による養護

(第3号、第4号及び第3項省略)

#### 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(抜粋)

(上段 改正案  
下段 現行)

(生活相談員の責務)

第23条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法~~第8条の2第16項~~第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法~~第8条の2第16項~~第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(第2号、第3号、第2項及び第3項省略)

横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例  
例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（生活相談員の責務）

第 24 条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法 第 8 条の 2 第 16 項 に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第 8 条第 23 項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法 第 8 条の 2 第 16 項 第 8 条の 2 第 18 項 に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

（第 2 号、第 3 号及び第 2 項省略）

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の  
基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（従業者の員数）

第 200 条 （第 1 項から第 6 項まで省略）

- 7 第 1 項第 4 号又は第 2 項第 4 号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画

(第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画(法~~第8条の2第9項~~第8条の2第11項に規定する計画をいう。以下同じ。))の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

(第8項省略)

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(抜粋)

(

上段	改正案
下段	現行

)

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第16条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(法~~第8条の2第16項~~第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

第 185 条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法 第 8 条の 2 第 8 条の 2 第 9 項 第 11 項 に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）

第 220 条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法 第 8 条の 2 第 10 項 第 8 条の 2 第 12 項 の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、  
設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る

介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する  
条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

第72条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の2第15項  
第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定  
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の  
方法等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（基本方針）

第3条 （第1項省略）

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項  
第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が、当該目標を踏まえ、多様な指定介護予防サービス等事業者（指定介護予防サービス等を行う事業者を

いう。以下同じ。) から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

(第3項及び第4項省略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (第1項省略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画(法第8条の2第16項第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

(第3項から第7項まで省略)

#### 横浜市総合保健医療センター条例(抜粋)

(上段 改正案  
下段 現 行)

(利用料金)

第9条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

(第1号省略)

(2) 介護老人保健施設において、介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション又は同法第8条の2第6項第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション(以下「通所リハビリテーション等」という。)を受ける場合は同法の規定により定められた通所リハビリテーション等に係る費用の額、同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第27項に規定

する介護保健施設サービス又は同法~~第8条の2第8項~~<sup>第8条の2第10項</sup>に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護保健施設サービス等」という。）を受ける場合は同法の規定により定められた介護保健施設サービス等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び居住費又は滞在費の基準費用額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

（第2号の2から第5号まで省略）

横浜市病院事業の設置等に関する条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）  
（~~下段~~ 現 行）

（経営の基本）

第4条 （第1項から第5項まで省略）

6 第3項の規定に基づき横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに附置される介護老人保健施設の定員の計画は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護及び同条第27項に規定する介護保健施設サービス並びに同法~~第8条の2第8項~~<sup>第8条の2第10項</sup>に規定する介護予防短期入所療養介護を受けることができる者 80人
- (2) 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び同法~~第8条の2第6項~~<sup>第8条の2第8項</sup>に規定する介護予防通所リハビリテーションを受けることができる者 33人

横浜市病院事業の経営する病院条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）  
（~~下段~~ 現 行）

（利用料金）

第11条 (第1項及び第2項省略)

3 前2項に定めるもののほか、老健施設を利用する者は、次に掲げる額の利用料金を納付しなければならない。

(1) 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション又は同法~~第8条の2第6項~~第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション(以下「通所リハビリテーション等」という。)を受ける場合は、同法の規定により定められた通所リハビリテーション等に係る費用の額

(2) 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第27項に規定する介護保健施設サービス又は同法~~第8条~~第8条の2第8項~~第8条~~の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護(以下「短期入所療養介護等」という。)を受ける場合は、同法の規定により定められた短期入所療養介護等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び居住費又は滞在費の基準費用額の範囲内で指定管理者が病院事業管理者の承認を得て定める額